

☆二〇一九年、平和憲法の危機

戦後七四年目の今年、平和憲法に迫る危機と緊急の問題を見据えよう！

今年、平和にかかわる政治・経済のスケジュール

◆今年、平和にかかわって来る政治と経済のスケジュールを見ると、次のようなものが見えてきます。

◆●2月・辺野古基地建設の是非を問う沖縄県民投票、●5月・天皇退位と新天皇即位（元号変更）、●7月・参議院選挙、●10月・消費税増税

この中で見えていないもの、それが憲法改正です

◆これらのスケジュールで見えていないものがあります。それは現首相が最も執念を燃やしている憲法改正すなわち「憲法9条の改正」です。

◆しかし、現在改憲勢力は衆参両院で3分の2を維持していますが、7月の参院選でそれを維持することが難しい可能性があります。

◆その理由は現在の沖縄への理不尽な仕打ち、貧困格差の深刻化（庶民の実質賃金は20年間下がりがりつぱなし）、強引な国会運営、横暴なトランプ政権への盲目的追従などを国民ははつきり見ているからです。

政権はどうするか

◆このリスクを回避するために現政権はどうするか。3分の2の改憲勢力を持っているうち、すなわち7月の参院選の前までに憲法改正の道筋（発議）を付けてしまう可能性があります。

◆国の運命を決する重大なことをそんな短期間で強行できるのでしようか。しかし、沖縄に対する民意無視の横暴なやり方、議会制民主主義を無視する強権的な姿勢などを見ていると、現政権ならやりかねません。

私たちはどうするか、

◆モリカケ問題に見られる様に、政権は事の真相を隠蔽し、国民を欺いています。国民の危機感をあおつて戦争の出来る国にしておかなければと宣伝するでしょう。

◆今年私たちは、政府の宣伝に惑わされないよう、広く人々に真相を知ってもらい、戦争の出来る国になっても本当にいいのですかと真剣に訴えて行きます。浜松市憲法を守る会は今年も憲法の価値を強く訴えてゆきます。

二〇一九年一月一三日（日）護憲平和行進（通算623回目）

★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

★水も危機です！本日14時から福祉会館で浜松市水道事業民営化についての講演会があります。是非参加して、命にかかわる水が外国企業に支配される怖さを知って下さい。

日本国憲法・第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。